南北朝期鎌倉府体制下の犬懸上杉氏-上杉朝房の動向を中心に-

メタデータ 言語: jpn
出版者: 明治大学大学院
公開日: 2015-04-03
キーワード (Ja):
キーワード (En):
作成者: 駒見, 敬祐
メールアドレス:
所属:
URL http://hdl.handle.net/10291/16994

文学研究論集第3号 13・9

論文受付日 二〇一三年四月二十六日

大学院研究論集委員会承認日 二〇一三年六月三日

南北朝期鎌倉府体制下の犬懸上杉氏

――上杉朝房の動向を中心に――

INUKAKE-UESUGI family under the Kamakura fu organization in Nanboku-chō period:

A trend of Tomofusa Uesugi mainly

駒 見 敬 祐博士後期課程 史学専攻 二〇二二年度入学

KOMAMI Keisuke

論文要旨

し、一族間でどのような立場・役割があったかについては十分に言及されも考察されてきたが、擾乱期の状況が鎌倉府体制下ではどのように影響室町期にいくつかの家に分立する。観応の擾乱期の一族の立場はこれまでして、鎌倉府体制下では関東管領として活躍した一族である。この一族は南北朝・室町時代の上杉一族は、観応の擾乱期には足利直義方の主力と

体制下を通した上杉一族の立場について考察した。動向に注目し、その基礎的状況を明らかにしたうえで、擾乱期から鎌倉府ていない。そこで本稿では、特に「犬懸上杉氏」の最初となる上杉朝房の

の「両上杉」体制が涵養されていく。 の「両上杉」体制が涵養されていく。 の「両上杉」体制が涵養されていく。 の「両上杉」体制が涵養されていく。 の「両上杉」体制が涵養されていく。 の「両上杉」体制が涵養されていく。 の「両上杉」体制が涵養されていく。 の「両上杉」体制が涵養されていく。 の「両上杉」体制が涵養されていく。 の「両上杉」体制が涵養されていく。

【キーワード】 上杉朝房、犬懸上杉氏、鎌倉公方、関東管領、鎌倉府体制

はじめに

族は足利氏政権のなかで重要な地位を得る。房の子頼重の娘は足利貞氏に嫁ぎ、尊氏・直義の兄弟を生み、上杉一東に下向し、足利氏と姻戚関係を結ぶことで発展した一族である。重上杉氏は、勧修寺流藤原氏の流れで、重房の時に宗良親王に従い関

擾乱期における上杉一族を、それぞれの家の分立に注目して考察されして、これまでさまざまな問題が論じられてきた。なかでも、観応の立する直義派の急先鋒として、鎌倉府体制下では、関東管領の一員と室町幕府成立期の上杉一族については、観応の擾乱期には高氏と対

組みのなかで、どのような役割を果たしていたのであろうか。 (3) について考察されている。山田氏は、観応の擾乱期における上杉一族について考察されている。山田氏は、観応の擾乱期における上杉一族について考察されている。山田氏は、観応の擾乱期における上杉一族の物のような立場に立っていたのか、さらに考察を進めていく必要族がどのような立場に立っていたのか、さらに考察を進めていく必要がある。特に鎌倉府成立期は、憲顕が関東管領となり、その子能憲・族がどのような立場に立っていたのか、さらに考察を進めていく必要がある。ではその間、それ以外の上杉氏の放棄が強になり、その子能憲・がある。特に鎌倉府成立期は、憲顕が関東管領となり、その子能憲・がある。特に鎌倉府成立期は、憲顕が関東管領となり、その子能憲・がある。特に鎌倉府成立期は、憲顕が関東管領となり、その子能憲・がある。特に鎌倉府成立期は、憲顕が関東管領となり、その子能憲・がある。ではその間、それ以外の上杉氏一族は、観応の擾乱期からの枠ある。ではその間、それ以外の上杉氏一族は、観応の擾乱期からの枠ある。ではその間、それ以外の上杉氏一族は、観応の擾乱期からの枠ある。ではその間、それ以外の上杉氏一族は、観応の環乱期からの枠を進入のでは、近には、といいのであるうか。

顧みられることの無かった人物である。

、。

 (5)
 場で行動していたのかを検討し、鎌倉府成立期の体制構造に迫ること場で行動していたのかを検討し、鎌倉府成立期の体制構造に迫ること場で行動していたのかを検討し、鎌倉府成立期の体制構造に迫ることとして知られる上杉朝房の立場にから鎌倉府の確立期にかけて、のちそこで本稿では、観応の擾乱期から鎌倉府の確立期にかけて、のちょこで本稿では、観応の擾乱期から鎌倉府の確立期にかけて、のちょこで本稿では、観応の擾乱期から鎌倉府の確立期にかけて、のちょこで本稿では、観応の優乱期から鎌倉府の確立期にかけて、のちょこで本稿では、観応の優乱期から鎌倉府の確立期にかけて、のちょこでは、

材的役割を果たしていたことに言及されている。小国氏は鎌倉公方と族の動向を論じられたなかで、朝房が鎌倉公方と山内上杉氏との緩衝朝房については、小国浩寿氏が鎌倉公方足利氏満期における上杉一

格で、進んで隠遁を志したのであろう」と評されたように、積極的に実を明らかにされた論文のなかで、「おそらく彼は政治に不向きな性任して上洛するという結末から、山田邦明氏が犬懸上杉氏の基礎的事の評価を下しているが、一般的な評価としては、朝房が関東管領を辞山内上杉氏との対立状況を考慮したなかで、朝房の立場に関して一定

しかし、朝房が活動した時代は、観応の擾乱期から鎌倉府体制が成立してくる最中であるし、朝房自身も擾乱期は養父朝定のもと、鎌倉市では憲顕の娘婿として、上杉一族のなかでも相応の活躍をみせている。特に鎌倉府体制のもとでは、関東管領となることで、その後の山内・犬懸両上杉氏の並立体制が出来るきっかけともなったし、信濃国守護職をめぐっては京都と鎌倉の管轄国移動のキーマンともなる。であるから、朝房の活動を検討することは、上杉氏が一族としてどのよあるから、朝房の活動を検討することは、上杉氏が一族としてどのよあるから、朝房の活動を検討することは、上杉氏が一族としてどのよあることだと考える。本稿では、史料は決して多くはないが、朝房の動ることだと考える。本稿では、史料は決して多くはないが、朝房の動ることだと考える。本稿では、史料は決して多くはないが、朝房の動うな立場で政治的役割を乗たしていたかを明らかにすると、鎌倉府を制が成めることだと考える。本稿では、史料は決して多くはないが、朝房の動うな立場で政治のは、朝房が活動した時代は、観応の擾乱期から鎌倉府体制が成立している。

一、観応の擾乱期の上杉一族と朝房

の上杉一族の動向を考察することで、その後の朝房の立場にどのようも、当該期の朝房に関する史料はあまりにも少ない。そこで朝房周囲はじめに、観応の擾乱期における朝房の立場を考える。とはいって

し、当該期の政治動向に位置づけて考察したい。朝定という二人の人物について概観し、そのうえで朝房の行動を検討な影響を与えたのかを考えたい。そこで朝房の父上杉憲藤と養父上杉

(1) 上杉憲藤

ともいえる。

洛に同道し、京都での戦闘で戦死する(「太平記」)。し、建武三年(一三三六)正月、建武政権に反旗を翻した尊氏らの上期から建武期へかけての上杉氏惣領とも呼べる人物であった。しか期から建武期へかけての上杉氏惣領とも呼べる人物であった。しかまず、朝房の父である憲藤について検討する。憲藤は上杉憲房の子まず、朝房の父である憲藤について検討する。憲藤は上杉憲房の子

であるならば、憲藤は重顕と結びつくことで、その立場を強めていたる。後述するが、朝定の京都での活躍をみれば、その可能性は高い。成していることから、上杉氏惣領の可能性があった人物だったとされに見られないが、その子朝定が上杉氏本拠のある丹波地方に勢力を形

り、関東における主導権は上杉憲顕へ渡ることになる。おいて戦死する(「太平記」)。斯波家長・上杉憲藤の相次ぐ戦死によて上洛した関東軍は、摂津で激しい戦いを繰り広げ、憲藤も渡辺河にて上洛した関東軍は、摂津で激しい戦いを繰り広げ、憲藤も渡辺河にないて敗北を喫し、関東執事だった斯建武四年(延元二、一三三七)十二月二十八日、北畠顕家が奥州か建武四年(延元二、一三三七)十二月二十八日、北畠顕家が奥州か

る。これらの史料は後代の成立である点に注意する必要があるが、憲紙』にも、尊氏が憲藤の子を見つけ出して保護した話が記載されてい視蓐は四歳、朝宗は二歳であって、家臣の石川覚道に庇護され、その二歳、抱両君、謁尊氏将軍、供奉臣子」とあり、憲藤が戦死した時に二歳、抱両君、謁尊氏将軍、供奉臣子」とあり、憲藤が戦死した時に

(2) 上杉朝定

藤が尊氏よりの信任を厚くうけていた可能性はあろう。

れる。朝房・朝宗共に共通する「朝」の字は朝定の偏諱であることは幼くして父を失った朝房・朝宗の兄弟は、母方の叔父朝定に養育さ

朝定の官途「弾正少弼」を継ぐことになる。明らかであるし、父憲藤の「中務少輔」を継いだ朝宗に対し、朝房は

て、丹後国守護も務めている。さらに注目したいのは次の史料である。 で、丹後国守護も務めている。さらに注目したいのは次の史料である。 でいたことがわかる。また、建武四年四月頃から暦応元年十月にかけていたことがわかる。また、「高師直与両管領」とされている。「管領」に 「上杉系図大概」には、「高師直与両管領」とされている。「管領」に 「上杉系図大概」には、「高師直与両管領」とされている。「管領」に 「上杉系図大概」には、「高師直与両管領」とされている。「管領」に 「上杉郭定は、建武元年(一三三四)九月二十七日、後醍醐天皇が賀 上杉朝定は、建武元年(一三三四)九月二十七日、後醍醐天皇が賀

[史料1]

程に、うち寺にしたく候、御心え候へとて申をきさふらふ、たき身にてさふらふほとに申をき候、むまれそたちたる所にて候り候へ、殿へも申しあはせさふらふへく候、まつその程もしりかにても、かうふく寺へよせたく候、名所とほとなとをうけたまは屋くの郷のうちに、宮内卿殿へほしかられ候所にても、又いつく

うゑすぎのせうひちとのへかうゑい元年八月十三日

文言は、光福寺と足利氏や上杉氏との関係をうかがわせるものとしてのうち「むまれそたちたる所にて候程に、うち寺にしたく候」という清子が光福寺(後の丹波安国寺)へ寄進したいというものであり、そ右は清子の自筆書状として著名なもので、夜久郷のうちの土地を、

直義の出京より二ヵ月のブランクがあることは、おそらく状況をうか

村為大御所御寄進」として打渡をおこなっている。の地頭であろう源行朝が「自上杉殿任被仰下候之旨、夜久郷之内今西二十三日)の翌日に夜久郷今西中村を光福寺へ寄進状を発給し、現地れている点である。これをうけて朝定は、清子の死(康永元年十二月れている点である。ここで問題としたいのは、この文書が朝定へ宛てら注目されている。ここで問題としたいのは、この文書が朝定へ宛てら

幕府での彼の活動からも知れよう。
一学のでのでの活動からも知れよう。
一学でのでのでのでは、正の時上が大の中心人物だったと考えられる。
一学である。
の深い「丹波安国寺文書」以外にみられないことを考慮すれば、
このの深い「丹波安国寺文書」以外にみられないことを考慮すれば、
このの深い「丹波安国寺文書」以外にみられないことを考慮すれば、
この一連の流れのなかで、朝定の立場をどのように位置付けられる

は、後々まで両派の対立を深める一因となった。 (窓) 一族が、関東より上洛した上杉能憲によって武庫川で惨殺されたことのに宿泊する(『園太暦』)。この時に、高師直・師泰兄弟ら高氏の邸に宿泊する(『園太暦』)。以後三月十日まで尊氏は朝定邸に寄宿し戦で直義方が尊氏方を打ち破り、同月二十七日に入京した尊氏は朝定の合戦で直義方が尊氏方を打ち破り、同年二月十七日、打出浜での合戦で立る(『園太暦』)、

三月、朝定は信濃国で死去する(「常楽記」)。 月二十六日に死去する。ただし、直義方の上杉憲顕らは、南朝方と結 朝定・藤成・朝房の名が見えている(『観応二年日次記』)。直義は十 と捉えられるが、「敵方」であった尊氏を預けたり、直義方の代表と 二十三日に尊氏は直義方の代表者朝定と問答をおこなっている(『観 も憲顕とともに信濃へ下ったと考えられ、翌年の文和元年 (一三五二) は信越地方へ落ちる。直義は尊氏らに連れられ鎌倉に入るが、翌年二 は明らかではない。十二月、直義方は薩埵山合戦に敗れ、上杉憲顕ら 直義は北陸を目指し京都を落ちる。この時の供奉人に、上杉一族では 置付けの高さがうかがえる。観応二年(一三五一)七月三十日、足利 して問答をしていたりという面では、むしろ直義方における朝定の位 応二年日次記』)。山田敏恭氏はこれらの朝定の立場を、両者の融和派 十九日、義詮との対立が顕著になった直義は政務の辞退を申し入れ、 んでこののちも信越地方を拠点として活動している。おそらく朝定ら 一月に鎌倉に入り、上杉憲顕に迎えられるが、この後の朝定らの動向 尊氏・直義両派による不穏な空気は七月になって再加熱する。七月

(3) 観応の擾乱期の朝房

がおこなわれるが、同時期に今川頼貞が朝房に代わって但馬国守護と ている。観応元年六月に中国・九州地方で勢力を奮う足利直冬の討伐 切り崩しの一環で、一時朝房が師直派に降っていた可能性を指摘され 産物」とされている。また阪田氏は、師直派による直義派抱き込み、 方の今川頼貞であることから、守護交代は「師直クーデターの和解の 田順三氏は、前後の守護が、但馬国を中心に勢力を持った尊氏―師直 ている。この時期に朝房が但馬国守護となった意義には諸説ある。太 は同年十二月より観応元年(一三五〇)四月まで、但馬国守護を務め 和平が成立するが、この時養父の朝定に配流の噂があった一方、 とともに直義邸へ集まっている(『太平記』)。直義の引退で一時的に 房は直義邸の弓場始を管轄する立場で、直義に近い存在とされる。 を促している。日付は師直クーデターの直前にあたり、阪田氏は、(ミジ は小侍所所司として、島津忠兼へ高倉殿への弓場始の射手として参勤 ついていたことがうかがえる。貞和五年(一三四九)八月八日、朝房 いてみえているから、この頃には既に朝定の養子として相応の地位に みえる。朝房の名前は、高師直・上杉朝定・上杉重能・高師泰につづ (「園太暦」)。二十九日の天龍寺供奉行列にも、先陣の随兵中に名前が 五)八月十七日で、 して再任されている。これは軍事的必要性に基づくものであろう。こ 貞和五年八月十二日、高師直が直義邸を強襲すると、朝房は朝定ら 観応の擾乱以前の朝房に関する記録上の初見は貞和元年(一三四 天龍寺造営の功により左馬助に任ぜられている 朝房

よる直義方への考慮や師直の妥協があったと考えられる。朝房の但馬国守護就任は、師直クーデター後の状況のなかで、尊氏にのことは、朝房の師直派合流というよりも、太田氏の指摘のように、

とおもわれる。とおもわれる。とおもわれる。との後の行方は知られず、直義方として逼塞していたもの原東へ下向し、薩埵山合戦ののちに信越地方へ逃れたのだろう。朝房でいることが知られるだけである。おそらく朝定と同様、直義と共に行動しの室は憲顕の娘であるが、両者はこの時にはじめて関係を持ったとお関東へ下向し、薩埵山合戦ののちに信越地方へ逃れたのだろう。朝房は直義のもとへ向かったり(『園太暦』)、同年八月一日の直義北国・これ以後の朝房は、観応二年(一三五一)一月十三日に、朝定と共とおもわれる。

(4) 朝定流上杉氏の政治的立場

かでも中心的な立場で活動していて、同時期に関東で活躍した憲顕とかでも中心的な立場で活動していて、同時期に関東で活躍した憲顕と当該期に活躍した上杉一族について、関東で活躍した山内・宅間という系統が、一貫した直義派として活動していた一方、京都で活動していた朝定ら扇谷・犬懸・頼成系統の上杉氏がおり、擾乱期には尊氏・いた朝定ら扇谷・犬懸・頼成系統の上杉氏については、直義党の立場からめて確認してみたい。観応期の上杉氏については、直義党の立場から本章で検討した、朝定流上杉氏の動向と政治的立場についてあらた

の後継者という立場でふるまっていたと考えられる。 の後継者という立場でふるまっていたと考えられる。 の後継者という立場でふるまっていたと考えられる。京都での朝定して活動していたことで、養父朝定のもとで活躍しており、むしろ朝定にはしては、この時期に山内・犬懸・宅間・扇谷の四家に分けることにはしては、この時期に山内・犬懸・宅間・扇谷の四家に分けることにはにとき憲顕を中心とする二つの流れがあったことは確かだと考えられる。朝房は憲藤の実子で、のちの犬懸上杉氏の流れではあるが、憲藤が早くに没したことで、養父朝定のもとで活躍しており、むしろ朝定が早くに没したことで、養父朝定のもとで活躍しており、むしろ朝定が早くに没したことで、養父朝定のもとで活躍しており、むしろ朝定が早くに没したことで、養父朝定のもとで活躍しており、むしろ朝定が早くに没したことで、養父朝定のもとで活躍しており、むしろ朝定は別な軸として活動していたことは確かである。京都での朝定、関東は別な軸として活動していたことは確かである。京都での朝定、関東は別な軸として活動していたことは確かである。京都での朝定、関東は別な軸として活動していたことは確かである。京都での朝定、関東

下向後における朝房の役割についてみていきたい。

、対基盤をもった憲顕が、上杉一族の中心となるのは必然であった。文力基盤をもった憲顕が、上杉一族の中心となるのは必然であった。文力基盤をもった憲顕が、上杉一族の中心となるのは必然であった。文元の二つの上杉氏の流れは、直義の関東下向で合流する。関東に勢

二、鎌倉府体制下における上杉朝房

(1) 上杉憲顕と上杉一族の復帰

ては、従来鎌倉公方足利基氏からの要請が強かったと想定されてきた(一三六三)関東管領として関東の政務に復帰する。この復帰に関し直義方の敗北で逼塞を余儀なくされていた上杉憲顕は、貞治二年

との合意のなかで関東管領となり、関東へ下向したと考えられる。 (名) 水める際、鎌倉公方宛てとは別に憲顕に申沙汰が依頼されていた。 憲頭が幕府から都鄙の繋ぎ役として期待された現れと考えられる。そも憲顕の政務復帰は、貞治元年(一三六二)十一月頃、幕府の管轄の登書の政務復帰は、貞治元年(一三六二)十一月頃、幕府の管轄が、近年では基氏の要請もさることながら、幕府の意向が強く働いてが、近年では基氏の要請もさることながら、幕府の意向が強く働いて

文本 2

朝房も同時期に政務に復帰したと考えられる。

日京都御書之旨、莅彼所、沙汰付下地於寺家、可執進請取之状如金陸寺雑掌申、信濃国浦野庄内馬□郷^{‱業分郎}事、任今年八月廿七

十倉左衛門尉殿 貞治□年十月七日 (2)

朝房(花押)

朝房は先述したように信濃国守護として京都で政務に復帰し、その

国としたのであろう。そして両者とも貞治二年の終わり頃には、関東時期は貞治元年だったのではないか。つまり、貞治元年段階で上杉氏房はその後信濃国の守護を務めており、守護としての活動と見て取れる。また、「京都御書」を請けていることから、当初は幕府からの起居として就任していたと考えられる。さらに推測すると、守護就任の所として就任していたと考えられる。さらに推測すると、守護就任の本のではないか。つまり、貞治元年段階で上杉氏のである。史料の年は不明瞭ではあるが、二年と読まれる傾向が強い。朝馬越郷薩摩九郎跡半分を金陸寺雑掌へ沙汰付けするよう命じたもので馬越郷薩摩九郎跡半分を金陸寺雑掌へ沙汰付けするよう命じたものである。そして両者とも貞治二年の終わり頃には、関東は一族として義詮から復帰登用され、憲顕は越後、朝房は信濃を守護は一族として義詮から復帰登用され、憲顕は越後、朝房は信濃を守護は一族として表詮から復帰登用され、憲顕は越後、朝房は信濃を守護は一族として表詮から復帰登用され、憲顕は越後、朝房は信濃を守護は、関京を設定したのである。

へ下向したのである。

で考慮することは必要であろう。

(3)

芸祭は慎重になる必要があるが、憲顕の権限を、京都との繋がりの中と近将監の活動が知られるものの、憲顕が関東管領として積極的に活動した形跡が少ない。久保田順一氏は、憲顕の関東管領就任は義詮のしていくことを推測されている。この頃から都鄙対立を前提にしてのしていくことを推測されている。この頃から都鄙対立を前提にしてのといくことを推測されている。この頃から都鄙対立を前提にして利益になる必要があるが、憲顕が関東管領として積極的に活力の考察は慎重になる必要があるが、憲顕が関東管領として積極的に活力ので考慮することは必要であろう。

(2) 鎌倉公方足利基氏と朝房

う。 (32) 房は上総国守護に補任されていることは、注意されるべきであろ 形の補任によって守護に就任していることは、注意されるべきであろ 護就任は上杉氏勢力伸張の展開過程の段階で、世良田義政の乱は「反 護就任は上杉氏勢力伸張の展開過程の段階で、世良田義政の乱は「反 で、世良田義政の乱は「反 で、世良田義政の乱は「反 で、世良田義政の乱は「反 においる。介国浩寿氏はそれまで上総国守護 後関東へ下ったとおもわれる。貞治三年(一三六四)十二月七日、朝

かけとなった。この事件は、これまで鎌倉府の政治体制であった「薩関東執事畠山国清の追討はその一つで、旧直義方の上杉氏登用のきっ上杉憲顕復帰に関して、関東ではいくつかの政争が勃発していた。

となった。基氏が憲顕を関東管領として復帰させたことが「薩埵山体 と直義が戦った薩埵山合戦後、尊氏が関東で自らの近臣らを重要ポス 釈をする用意は無いが、幕府・鎌倉府の連携による上杉氏登用のなか 過程として考えられるのではないか。ここではこれ以上踏み込んだ解 中核に関東の政治体制を再構築し、「薩埵山体制」を清算する一つの 制」解体の一過程として幕府との協力・同意を得ていたことを想起す する「関東武士系」という「薩埵山体制」の特質をそなえた体制が存 清没落後も上杉氏に結節する「一門・譜代被官系」と、高坂氏に結節 トにつけた政治体制を指す研究概念である。近年、植田慎平氏は、国(3) で、朝房は上総国守護として関東での活躍の場を得たことを指摘して れば、朝房の上総国守護就任は、その協力体制のなかで、上杉一族を れた。これにより「薩埵山体制」の解体を段階的に捉えることが必要 続しており、「〝末期〟薩埵山体制」ともいえる状態があったと指摘さ

鎌倉での基氏の立場を示すものとして、次の史料は見逃せない。

(史料3)

おきたい。

「関東御所近習連曙奉加状」

馬一疋

貞治四年十月八日

馬一疋

なかさハ 兵庫助家宗 (花押)

筑後守知夏

(花押)

馬一疋

埵山体制」の崩壊と位置付けられていた。薩埵山体制とは、足利尊氏

かちはら 右衛門尉景良

(花押)

きと

馬一疋 馬一疋

> うゑすき 弾正少弼朝房 (花押)

左近将監貞範

(花押)

うゑすき 中務大輔朝憲

(花押)

(以下二十一名の名前は省略)(38)

るものたちである。ここに上杉氏からは、上杉弾正少弼朝房と上杉中 る。記された人名は、いずれも鎌倉公方の奉行人として活動がみられ 務大輔朝憲という人物がみえている。 際して、鎌倉公方足利基氏の近臣たちが連署して作成した奉加帳であ 右は、貞治四年(一三六五)十月八日、京都の六波羅蜜寺の造営に

兄弟にあたることは注目されよう。朝顕も、他の上杉氏と同様に貞治 から本知行地の還補をうけている。 年間に復帰登用され、貞治三年(一三六四)七月二日に将軍足利義詮 衆として組織される八条上杉氏となる。朝定の養子だった朝房とは義 される。朝顕は上杉朝定の子息で、末裔はのちに在京し、将軍の奉公(40) 朝憲については、「上杉系図」に官途が一致してみえる朝顕に比定

に、公方とは少し離れた立場で、別の勢力基盤を築いていたとおもわ ら「関東系上杉氏」とは立場が違っていた。彼らは公方基氏の近臣と 基氏の補佐と同時に京都との交渉が主務であった。その一族も同様 して組織されることで、その立場を確立していったと考えられる。 れる。一方、憲顕らとともに関東に入った「朝定流上杉氏」は、憲顕 はみえていない。先に触れたように、憲顕の役割は関東管領職として、 右の奉加帳には、憲顕や、その子で憲顕の立場を継ぐ能憲らの名前

(3)基氏没後、朝房の動向をめぐって

帰後、彼らの立場は基氏の存在によりかろうじて規定される微妙なも見治六年(一三六一)四月二十六日、鎌倉公方足利基氏は二十八歳原治六年(一三六一)四月二十六日、鎌倉公方足利基氏は二十八歳原治六年(一三六一)四月二十六日、鎌倉公方足利基氏は二十八歳の若さで没する。嫡子金王丸(後の氏満)はわずか九歳であった。朝の主導でおこなわれる。関東で中心になったのが、上杉憲顕だった。なったと指摘されている。このような上杉氏政権への抵抗が、応安元年(一三六八)二月、憲顕の上京の隙をねらって発生した「平一揆の年(一三六八)二月、憲顕の上京の隙をねらって発生した「平一揆の年(一三六八)二月、憲顕の上京の隙をねらって発生した「平一揆の体制」を担った河越直重や高坂氏重が代表となっていたが、憲顕の海の若さで没する。嫡子金王丸(後の氏満)はわずか九歳であった。朝の若さで没する。嫡子金王丸(後の氏満)はわずか九歳であった。朝の若さで没する。嫡子金王丸(後の氏満)はわずか九歳であった。朝の若さで没する。嫡子金王丸(後の氏満)はわずか九歳であった。朝原行に、鎌倉公方足利をした。朝の大は、後の氏満)はわずか九歳であった。朝原では、後には、大きない。

いる。 いる。 いる。 のであった。彼らを規定していた基氏の没後、平一揆は「反上杉」とのであった。彼らを規定していた基氏の没後、平一揆は「反上杉」とのであった。彼らを規定していた基氏の没後、平一揆は「反上杉」とのであった。彼らを規定していた基氏の没後、平一揆は「反上杉」とのであった。彼らを規定していた基氏の没後、平一揆は「反上杉」とのであった。彼らを規定していた基氏の没後、平一揆は「反上杉」とのであった。彼らを規定していた基氏の没後、平一揆は「反上杉」とのであった。彼らを規定していた基氏の没後、平一揆は「反上杉」とのであった。彼らを規定していた基氏の没後、平一揆は「反上杉」とのであった。彼らを規定していた基氏の没後、平一揆は「反上杉」とのであった。彼らを規定していた基氏の没後、平一揆は「反上杉」とのであった。彼らを規定していた基氏の没後、平一揆は「反上杉」とのであった。彼らを規定していた基氏の没後、平一揆は「反上杉」とのであった。彼らを規定していた基氏の没後、平一揆は「反上杉」とのであった。彼らを規定していた基氏の没後、平一揆は「反上杉」とのであった。

『空華日用工夫略集』の応安元年閏六月二日条に次のような記事があ⁽⁴⁾ 当時鎌倉にいて、政治的にも重要な位置にいた禅僧義堂周信の日記

[史料4]

る。

別時来、別時来、上杉霜台北征賊、々退後帰自武城、今日特入山中、関六月二日、上杉霜台北征賊、々退後帰自武城、今日特入山中、別時来、

れ、基氏の影前に香をたき、義堂に対して戦さへの嫌気を吐露し、教平一揆征伐ののち、武蔵から帰倉した朝房が義堂周信のもとに訪

ことへの心の葛藤がみてとれるのではないか。で活躍する反面、同じ基氏近臣という立場だった高坂氏らを討伐したえを乞うている。ここからは憲顕の娘婿として鎌倉府軍を率いて戦場

押領停止を、安房国守護結城直光に命じた。これは朝房が能憲と並ん(48) として成立していくのである。 ら関東管領になった朝房とが並立して存在するようになったといえ として、憲顕の立場を継いで関東管領になった能憲と、公方の近臣か 七日条)、関東管領奉書を盛んに発給している一方、朝房の発給は右 でも早くから「管領上杉兵部」と称され(『日工集』応安三年二月十 朝房が関東管領となったのは事実である。ただし、能憲が『日工集』 にある信濃国での合戦に下向する「管領」を朝房と捉えられるから、 今年九月憲顕卒、其子能憲、姪朝房相並事ヲ執、両上杉ト号ス」と で関東管領となっていた所見とされている。後代の筆ではあるが、「大 えを請けて、安房国長田保西方における安西太郎左衛門入道以下輩の 能憲が継ぐ。応安二年五月十七日、朝房は円覚寺仏日庵雑掌祐重の訴 われる。ただ、憲顕没後先述した上杉氏の二系統の流れは「両上杉」 の一通のみであるから、実際の政務は能憲が一手に握っていたとおも あり、応安三年(一三七〇)十月の「藤井全切代上遠野政行軍忠状」(8)(8) 庭文書」の上杉憲顕奉書の付箋に「応安元年氏満八歳、上杉憲顕補佐、 憲顕は応安元年(一三九八)九月に没し、関東管領の地位は息子の のちに朝房の流れは、 朝房の弟の上杉朝宗が継承し、犬懸上杉氏

(4) 朝房の上京について

確認出来る。 (52) 「第書車れ合戦に及んだとされる。『喜連川判鑑』によれば、翌 「第書車のでは明確には確認出来ないが、応安二年から三年にかけて、信 世科からは明確には確認出来ないが、応安二年から三年にかけて、信 世科からは明確には確認出来ないが、応安二年から三年にかけて、信 で安三年正月、南朝方勢力である新田氏の残党が武蔵・上野の辺りで を対し、上杉朝房らが討伐に向かったとされ、同年二月にも、新田蜂 を対し、上杉朝房らが討伐に向かったとされ、同年二月にも、新田蜂 を対し、上野の辺りで を対し、上野の辺りで を対し、出来ないが、応安二年から三年にかけて、信 という。いずれも一次 という。いずれも一次 という。いずれも一次 という。いずれも一次 という。いずれも一次 という。とは次の史料から は、翌

【史料5】

「承了(花押)」 「承了(花押)」 応安三年十月 日

山城に押し寄せ、二月二十六日に合戦があった。その後上杉朝宗が出長野市)に籠もり忠節を尽し、翌応安三年正月十日には「御敵」が春右によれば、上遠野政行は応安二年の九月二十日に春山城(長野県

藤井下野入道全切代上遠野左近蔵人政行申軍忠事

八月晦日に善光寺に供し、十月四日に栗田城(長野県長野市)へ向か陣してきた際には宿直警固をおこない、「管領」朝房の下向を待って

い、五日に合戦をおこなったという。

ろう。 について相違無き旨を伝えている。信濃国での戦闘をうけてのことだについて相違無き旨を伝えている。信濃国での戦闘をうけてのことだの応安三年六月八日、朝房は藤井全切へ、信濃国水内郡内の本知行地三年八月の晦日までには信濃国に下向していたことがわかる。この間ここでいう「御敵」とは南朝方とみてよいだろう。また朝房は応安

は信濃へ赴き、上京に至ったと考えられる。
は信濃へでの騒乱のさなか、鎌倉で朝房の上沿騒ぎが発生する。『日間に濃国での騒乱のさなか、鎌倉で朝房の上沿を告げた。翌日、上杉能憲が単騎で来て「天下大事」と朝房房の上京を告げた。翌日、上杉能憲が単騎で来て「天下大事」と朝房所について話し、十日、義堂は氏満と対談し、朝房の辞職に言及し上京について話し、十日、義堂は氏満と対談し、朝房の辞職に言及し上京について話し、十日、義堂は氏満と対談し、朝房の辞職に言及し上京について話し、十日、義堂は氏満と対談し、朝房の辞職に言及し上京について話し、中国、上杉能憲が義堂の八月晦日までには信濃国に下向したことが知られるから、この後朝房の上冷騒ぎが発生する。『日は信濃へ赴き、上京に至ったと考えられる。

せず、鎌倉からは離れていたようにおもわれる。一方『喜連川判鑑』かし、それまで散見されていた『日工集』に朝房はこれ以降一切登場の時点ではまだ朝房がもう一方の関東管領であったとされている。し輔入道上洛」とあり、上杉能憲が一方の管領と呼ばれているから、こ輔入道上洛」とあり、上杉能憲が一方の管領と呼ばれているから、こしかし、朝房の辞職・上京に関しては、小要博氏は、『花営三代記』

えられる。これについては後に信濃国支配とともに検討する。朝房の上京は室町幕府の信濃国対策の一環としてリンクしていたと考朝房は上京後も信濃国守護として活動していることなどからすれば、と評したように、朝房の性格に起因する見方があったようにおもわれと評したように、朝房の性格に起因する見方があったようにおもわれ

二、上杉朝房の所領と被官

本章では、ここまで検討した朝房の活動の基盤となった、所領や被

て考察し、朝房の状況の理由と晩年について考える。官人、守護としての活動について考察する。更に信濃国の関係につい

(1) 所領と被官人

宛てて遵行状を発給している。この石河勘解由左衛門尉と左衛門尉基維掌へ打ち渡し、請取状を進めるよう、朝房が石河勘解由左衛門尉にと伝え、大郷内瀧若一王子神領田畠屋敷等の事について、下地を浄光明寺寺家とていた人物と同一であろう。貞治四年二月八日、上総国北山辺郡湯していた人物と同一であろう。貞治四年二月八日、上総国北山辺郡湯していた人物と同一であろう。貞治四年二月八日、上総国北山辺郡湯していた人物と同一であろう。貞治四年二月八日、上総国北山辺郡湯は二月三日、上総国周西郡内当分所々について、補任状・御施行状翌年二月三日、上総国市護に任じられる。

朝房は越後国にも所領を持っていたことが知られる。年未詳ではあしてみえる「石川覚道」の一族であろう。あるいは覚道と基藤も同一人物かもしれない。石河基藤は朝房社京後も朝宗のもとで上総国守で朝房から信濃国浦野庄内の沙汰付けを命じられている十倉左衛門尉で朝房から信濃国浦野庄内の沙汰付けを命じられている十倉左衛門尉で朝房から信濃国浦野庄内の沙汰付けを命じられている十倉左衛門尉についても、丹波国上杉庄に近い上林庄に「十倉」の地名がみえ、あるいは彼も上杉氏根本被官として組織されていたのかもしれない。 藤も名乗りや、活動時期からして同一人物と考えられる。石河氏は「上藤も名乗りや、活動時期からして同一人物と考えられる。石河氏は「上藤を名乗りや、活動時期からして同一人物と考えられる。石河氏は「上藤のいは彼も上杉氏根本被官として組織されていたのかもしれない。

房方が、朝房の猶子となって相続したという。 「信) 家藤に半分ずつ分けられ、憲顕側の半分が伝領されて山内上杉憲実の 知行に至り、憲藤側の半分は朝房が相伝し、伝領されて越後上杉氏の 知行に至り、憲藤側の半分は朝房が相伝し、伝領されて越後上杉氏の の出たところ、その子憲顕・ 実の置文に、越後国国衙領の知行関係が記されている。それによれば、

後上杉氏の在京雑掌として活躍する一族である。おそらく神余氏は南げた使者として、神余という人物がみえる。この神余氏は戦国期に越応安七年(一三七四)四月十九日、豊原信秋のもとへ朝房の下向を告越後上杉氏と朝房の関わりは、被官関係からもみることが出来る。

るが、永享年間(一四二九~一四四○)頃に関東管領であった上杉憲

だろう。 も、こうした朝房と越後上杉氏との関わりの深さのなかで考えられるいても、禅秀の乱後越後上杉氏の被官としてみられる。千坂氏の活動の被官となったと考えられる。なお、犬懸上杉氏の被官人千坂氏につ北朝期には朝房被官として活動し、猶子房方との繋がりで越後上杉氏

(2)信濃国守護職をめぐって

たときは管轄権が京都のもとへ戻る」と指摘されている。 (元) 大子氏の研究があり、近年では花岡康隆氏が管轄移動の上限と下限を 支配の変転が繰り返されていた。これについて既に藤枝文忠氏や田辺 支配の変転が繰り返されていた。これについて既に藤枝文忠氏や田辺 であり、南北朝期の所属・管轄をめぐっては、幕府と鎌倉府との間で であり、南北朝期の所属・管轄をめぐっては、幕府と鎌倉府との間で 大子氏の研究があり、近年では花岡康隆氏が管轄移動の上限と下限を 大子氏の研究があり、近年では花岡康隆氏が管轄移動の上限と下限を 大子氏の研究があり、近年では花岡康隆氏が管轄移動の上限と下限を 大ときは管轄権が京都のもとへ戻る」と指摘されている。

に置きながら、あらためて検討してみたい。いるとはいえない。そこで本節では、朝房の鎌倉府内での立場を背景はこれらの生活の最終期として注目されている。ただし、これら先行の高濃支配の最終期として注目されている。ただし、これら先行に置きながら、あらためて検討してみたい。

花岡氏によれば、信濃国が鎌倉府の管轄下に入ったのは、康安二年

徒退治のために軍勢催促をおこなう頃とされている。六五)に足利基氏が、高尾張五郎や茂木朝越中五郎に対して信濃国凶命令以前であり、実際に政治的権限を行使したのは、貞治四年(一三(四)二月二十三日、基氏による信濃国の科濃大宮への祈祷(一三六二)二月二十三日、基氏による信濃国の科濃大宮への祈祷

(2) 原語であったとされている。ではなぜ朝房が信濃国守護に任用されたのだろうか。 に濃守護としての朝房の活動所見は、前掲した【史料2】の貞治二年(一三六六)十月十二日、基氏より茂木三郎朝音への軍事的課動がなされた理由として、花岡氏は関東の旧直義党の復帰に伴う情勢動がなされた理由として、花岡氏は関東の旧直義党の復帰に伴う情勢動がなされた理由として、花岡氏は関東の旧直義党の復帰に伴う情勢動がなされた理由として、花岡氏は関東の旧直義党の復帰に伴う情勢動がなされた理由として、花岡氏は関東の旧直義党の復帰に伴う情勢動がなされた理由として、花岡氏は関東の旧直義党の復帰に伴う情勢動がなされたのだろうか。

部分である。

部分である。

部分である。

の時期の信濃国の騒乱に関して、後世の作成ではあるが、興味深にの時期の信濃国の騒乱に関して、後世の作成ではあるが、興味深にの時期の信濃国の騒乱に関して、後世の作成ではあるが、興味深いの時期の信濃国の騒乱に関して、後世の作成ではあるが、興味深いの時期の信濃国の騒乱に関して、後世の作成ではあるが、興味深

(下)、【史料6】 「守矢満実留書」文明十一年閏九月廿二日

(前略)

其後貞治四年已十二月十四日、塩尻於金屋、当国守護小笠原信濃

文明十一年閏九月廿二日 神 満実 判祝殿御装束免田候間、役・伊勢役不任、堅仰付可有候、恐々謹言、小笠原与大祝・村上兵庫助・香坂・春日・長治以下宮□合戦討勝、守与諏方大祝信濃守直頼為合戦、大祝討負、同五年刊、正月廿日、守り諏方大祝信濃守直頼為合戦、大祝討負、同五年刊、正月廿日、

謹上 坂西兵部少輔殿 (75)

との間に合戦があった事実は伝えていよう。分が多い。ただ、ここでは貞治年間に小笠原氏と諏方大祝氏ら国人衆へ参じていた諏方大祝氏を「宮方」としたり、情報が錯綜している部への史料では、当国守護を小笠原氏としていたり、当時既に幕府方この史料では、当国守護を小笠原氏としていたり、当時既に幕府方

があったと考えられる。
があったと考えられる。
があったと考えられる。
があったと考えられる。
があったと考えられる。
があったと考えられる。
があったと考えられる。

は直義没後他の上杉一族と同様信濃国へ逃れていたのであろう。もうは直義没後他の上杉一族と同様信濃国であったことである。朝定の二点が、朝房の活動と関わっていると考えられる。一つは第一章での二点が、朝房の活動と関わっていると考えられる。一つは第一章での二点が、朝房の活動と関わっていると考えられる。一つは第一章での二点が、朝房の活動と関わっていたと考えられる。一つは第一章での二点が、朝房の活動と関わっていると考えられる。一つは第一章でがでたように、養父朝定の死没地が信濃国へ逃れていたのであろう。もうは直義没後他の上杉一族と同様信濃国へ逃れていたのであろう。もうは直義没後他の上杉一族と同様信濃国へ逃れていたのであろう。もうは直義没後他の上杉一族と同様信濃国へ逃れていたのであろう。もうは直義没後他の上杉一族と同様信濃国へ逃れていたのであろう。もうは直義没後他の上杉一族と同様信濃国へ逃れていたのであろう。もうはでは、

て起用されたと考えられよう。

(8) 中つは、一族の上杉藤成が春近郷半分を領していたことにある。上杉市の工いた可能性は高い。 特っていた可能性は高い。

氏らの国人衆とも関係を持っていた。そのため、上杉朝房が守護とし地方における直冬党や、南朝勢力が未だ活動しており、それへの対処地方における直冬党や、南朝勢力が未だ活動しており、それへの対処地方における直冬党や、南朝勢力が未だ活動しており、それへの対処地方における直冬党や、南朝勢力が未だ活動しており、それへの対処地方における直冬党や、南朝勢力が未だ活動しており、それへの対処地方における直冬党や、南朝勢力が未だ活動しており、それへの対処地方における直冬党や、南朝勢力が未だ活動しており、それへの対処地方における直冬党や、南朝勢力が未だ活動しており、それへの対処地方における直冬党や、南朝勢力が未だ活動しており、それへの対処地方における直冬党や、南朝勢力が未だ活動しており、それへの対処地方における直冬党や、南朝勢力が未だ活動しており、それへの対処地方における直冬であると、幕府では中国

義詮・基氏死後にあらわれはじめ、信濃の統治問題は鎌倉府治下からう面で語られることが多かった。藤枝文忠氏は、都鄙の対立・抗争はさて、信濃国をめぐる両府所属問題に関しては、両府間の対立とい

重視し、都鄙対立のなかでも鎌倉府方で果たした役割を強調されている。この両氏の説では、上杉朝房を関東管領としての守護就任とみての対立により管轄権を争い、幕府は義満期には信濃国を管轄下にもどにとになったとされ、早くからの都鄙対立を見越して論じられていの対立により管轄権を争い、幕府は義満期には信濃国を管轄下にもどによりでいたとされる。また田辺久子氏は、漸次京都側の小笠原氏を介しての勢力浸透の方策により、永和三年以

枝・田辺両氏の説とは真っ向から対立するものとなっている。幕府と鎌倉府はむしろ協調関係にあったことを前提としており、藤管については南朝方への対応だったと指摘された。花岡氏の指摘は、せ、なによりも朝房上京後も続いていることなどをあげ、信濃国の管轄さることは出来ないことや、基氏死後も京都は朝房に信濃国を管轄さ一方、花岡氏は、先の両氏の主張に対して、幼少の氏満に野心をみ

起用があったようにはみえないのである。 起用があったようには、花岡氏の指摘にあるように、朝房の守護就任をめ を考えられる。また幕府との関わりについても、朝房の信濃国 東管領であったか否かは問題とされず、より実効的な側面での起用で 東でであったか否かは問題とされず、より実効的な側面での起用で 東でであったか否かは問題とされず、より実効的な側面での起用で 東でであったか否がは問題とされず、より実効的な側面での起用で 東でであったように、朝房の守護就任をめ

基氏が没したのは貞治六年四月二十六日であった。ややあって幕府

件に対して、積極的に御内書を発給している。次の史料は当該時のも幕府の直轄化に入ったとされている。この時期に将軍義詮は関東の案(82) (82) より関東の沙汰として佐々木導誉が下向してくる。この間、鎌倉府は

史料7

のと考えられる。

有計沙汰候也、金陸寺長老申、信濃国浦野庄西馬越郷薩摩州都事、無相違候様、可金陸寺長老申、信濃国浦野庄西馬越郷薩摩州都事、無相違候様、可

八月廿一日

(花類

る。

上杉弾正少弼殿(8)

識し、計らい沙汰を求めたのである。 おうにとの将軍足利義詮の御教書である。本史料の年号比定についるようにとの将軍足利義詮の御教書である。本史料の年号比定についいる。貞治四年以降となれば、信濃国が鎌倉府の管轄下に置かれていいる。貞治四年以降となれば、信濃国が鎌倉府の管轄下に置かれていた時期に義詮から沙汰命令が出されたことになる。とすれば、義詮がた時期に義詮から沙汰命令が出されたことになる。本史料の年号比定についた時期に義詮から沙汰命令が出されたことになる。本史料の年号比定についるように、基氏没後に至っても、義詮は朝房を信濃国守護として認るように、基氏没後に至っても、義詮は朝房を信濃国守護として認るようにとの将軍足利義詮の御教書である。本史料の年号比定についるように、基氏没後に至っても、義詮は朝房を信濃国守護として認るように、基氏没後に至っても、義詮は朝房を信濃国守護として認るように、基氏没後に至っても、義詮は朝房を信濃国守護として認るように、基氏没後に至っても、義詮は朝房を信濃国守護として認るように、基氏没後に至っても、義詮は朝房を信濃国守護として認るように、計らい沙汰を求めたのである。

をおこなっていたり、永和三年八月十七日に諏訪社造営料足の催促を護としては、永和元年十月に市河甲斐守に本領や買得地の当知行安堵上京騒動があったことは第二章で述べた通りである。そして信濃国守動員し、応安三年八月には信濃国での騒乱征討のため下向、その間に応安元年(一三六八)の平一揆の乱で、朝房は信濃国人市河氏らを

後も活動している。朝房自身の上京をもって、信濃国が幕府の管轄下おこなうよう、管領細川頼之より命じられていたりしており、上京以(87)

になったのだろう。

していた可能性があり、信濃国との深さを連想させる。 といた可能性があり、信濃国との深さを連想させる。 といたのようにしてみると、基氏没後、朝房が鎌倉にいる必要性は無 では、このようにしてみると、基氏没後、朝房が鎌倉にいる必要性は無 となってきていた。そこで関東管領職を辞任し上京し、信濃国へ対処 くなってきていた。そこで関東管領職を辞任し上京し、信濃国へ対処 を往来していたのかもしれない。なお、長野県長野市には、春山城のを往来していたのかもしれない。なお、長野県長野市には、春山城の さがとみられる 「霜台城」という城がある。名称から、朝房が拠点と 支城とみられる 「霜台城」という城がある。名称から、朝房が拠点と さがといた可能性があり、信濃国との深さを連想させる。

進される。あるいは理常は朝房と関係が深い人物で、朝房の没後に改意される。あるいは理常は朝房の動向を示す終見史料となっている。「上杉朝房の没年は一般的には明徳二年(一三九一)とされている。「上杉朝房の没年は一般的には明徳二年(一三九一)とされている。「上杉朝房の没年は一般的には明徳二年(一三九一)とされている。「上杉朝房の没年は一般的には明徳二年(一三九一)とされている。「上杉朝房の済には朝房没を「延徳二年」とし「此説イブカシ」とする。もちずる。これが現在のところ朝房の動向を示す終見史料となっている。東曆元年(一三七九)閏四月二十八日、朝房は武蔵国高坂郷を寄進、康曆元年(一三七九)閏四月二十八日、朝房は武蔵国高坂郷を寄進、東曆元年(一三七九)閏四月二十八日、朝房は武蔵国高坂郷を寄進

ある。

めて高坂郷の寄進がおこなわれたとも考えられ、朝房は永徳二年に没

おわりに

した可能性がある。

について再度確認し、本稿をむすぶことにしたい。以上の検討をまとめ、観応期から鎌倉府確立期までの上杉氏の役割

都へ上り、朝定の養子として活躍の場を得ていた。いて憲顕らと行動していた憲藤の子であったが、憲藤の戦死後には京した上杉朝定を中心とする一族も存在していた。朝房は当初関東におであった。一方で京都にあって、重職を歴任し、惣領的な存在感を示であった。一方で京都にあって、重職を歴任し、惣領的な存在感を示

して政務の中心を担い、朝房らは鎌倉公方近臣として組織されるので末ころには一族で関東に下り、鎌倉府体制下では憲顕らは関東管領と方で逼塞、その間に朝定は没するが、貞治年間になり義詮によって憲財は越後国、朝房は信濃国の守護として復帰登用される。貞治二年の銀応の擾乱で直義が関東に下向すると同時に、憲顕らが上杉一族の

弟の朝宗に継承されていく。なる。その後、関東での上総国守護や公方近臣としての朝房の立場は、ため応安三年には鎌倉を離れ、信濃や京都を往来して活動することにため応安三年には鎌倉を離れ、信濃や京都を往来して活動することに基氏の没後、朝房の活動は信濃国騒乱への対処が中心となる。この

このように、室町幕府成立期から存在していた京都と関東に拠点を

て、犬懸上杉氏として鎌倉公方や鎌倉府体制を支えていくのである。信頼によって勢力を伸ばし、関東管領を歴任する山内上杉氏に対しち、朝房の立場を継承した朝宗は、鎌倉公方足利氏満や満兼の絶大な関東管領になったことで、「両上杉」と称されることになる。こののれを継ぐことによって再生産されていた。さらに朝房が能憲と並んで置いた上杉一族の二つの系統は、鎌倉府体制の下でも朝房が朝定の流

注

- (吉川弘文館、一九九九年)などがある。学】第三十号、一九九八年)、鎌倉府の上杉氏に関しては田辺久子『上杉憲実』杉家文書』暦応元年十二月十九日足利直義御判御教書を中心に―』(『千葉史(1) 観応の擾乱期に関しては、阪田雄一「高氏・上杉氏の確執をめぐって―「上
- 出一九九八年)。以下、本文中における阪田氏の見解はすべてこれによる。心に―」(黒田基樹編『関東管領上杉氏』戎光祥出版、二〇一三年所収。初2) 阪田雄一「南北朝前期における上杉氏の動向―上杉朝定・憲顕・重能を中
- 田敏恭氏の見解はすべてこれによる。
 文光祥出版、二〇一三年所収。初出二〇一〇年)。以下、本文中における山文光祥出版、二〇一三年所収。初出二〇一〇年)。以下、本文中における山田敏恭「南北朝期における上杉一族」(黒田基樹編『関東管領上杉氏』
- 理されている。 杉氏」(黒田基樹編『足利基氏とその時代』 戎光祥出版、二〇一三年)で整4) 鎌倉公方足利基氏のもとでの上杉一族については、黒田基樹「基氏期の上
- の犬懸上杉氏の一族としている。大懸上杉氏が朝房の流れを汲む立場であることをふまえ、朝房を広い意味で宗とその子氏憲(禅秀)といえる。ただしここでは、本文中後述するように、宗とその子氏憲(禅秀)といえる。ただしここでは、本文中後述するように、ら、のちにこう称された一族であり、実際に「犬懸上杉氏」と呼べるのは朝り) 犬懸上杉氏は上杉朝宗の代に、鎌倉犬懸谷の釈迦御堂に居を構えたことかり、犬懸上杉氏は上杉朝宗の代に、鎌倉犬懸谷の釈迦御堂に居を構えたことかり、
- 文館、二〇〇一年)。6) 小国浩寿「鎌倉府北関東支配の展開」(同著『鎌倉府体制と東国』吉川弘
- (7) 山田邦明「犬懸上杉氏の政治的位置」(黒田基樹編『関東管領上杉氏』戎

- 光祥出版、二〇一三年所収。初出二〇〇三年)。
- (『歴史地理』第八四巻―二号、一九五三年)を参照。(8)『鎌倉大日記』の史料価値については、臼井信義「鎌倉大日記について」
- 上杉氏】戎光祥出版、二〇一三年所収。初出一九七七年)。 小要博「関東管領補任沿革小稿その―(一)―」(黒田基樹編『関東管領
- 下(「南関」文書番号〉と略す)。なお、ここに憲藤の名前は無い。) 元弘四年、関東廂番定書写(「建武記」「南北朝遺文(関東編】三九号。以
- (建武四年) 五月十九日、足利直義書状 (「出羽上杉家文書」「南関」 六九八)。
- 書院、二〇〇七年)参照。 護上杉氏の系図と系譜」(峰岸純夫編『中世武家系図の史料論 下巻』高志護上杉氏の系図と系譜」(峰岸純夫編『中世武家系図の史料論 下巻』高志『上杉系図大概』の史料価値については、片桐昭彦「山内上杉氏・越後守
- 遺文 中国編】六七)。(13) 年月日未詳、足利尊氏行幸供奉随兵次第写(「長門小早川家証文」「南北朝
- 14) 山田敏恭氏前掲(3)。
- 京大学出版会、一九八八年)。 (15) 佐藤進一『室町幕府守護制度の研究―南北朝期諸国守護沿革考証編―卞』(東
- 「安国寺文書」一三)。(16) 康永元年八月十三日、上杉清子仮名消息(「安国寺文書」「綾部市史資料編」
- 「安国寺文書」一四)。(17) 康永元年十二月廿三日、上杉朝定遵行状(「安国寺文書」『綾部市史資料編』
- 国寺文書」一五)。(18) 康永二年三月十一日、源行朝打渡状(「安国寺文書」「綾部市史資料編」「安
- (20) なお、『上杉系図大概』には、能憲とともに信濃国より「同名霜台(朝通程の研究』岩波書店、一九八五年、初出一九八二年)。(9) 今谷明「守護領国制下に於ける国郡支配について」(同著『室町幕府解体
- 蔵小笠原文書」『南関』二六五一)など。二六四六)、文和四年五月廿六日、足利義詮御教書(「東京大学史料編纂所所2))文和四年四月日、村山隆直軍忠状写(「反町英作氏所蔵村山文書」『南関』(定ヵ)」が加わったとされる。
- 州編』二六一六)。

- (23) 佐藤進一氏前掲(15)。
- 第五号、一九七六年)。(「相模国文」(名) 太田順三「観応擾乱期の但馬守護―今川頼貞をめぐって―」(「相模国文」
- が、家の分立には程遠いとされている。(25) 黒田基樹氏(前掲(5))も、一族のおおまかな系統の存在はみうけられる
- 田氏の見解はすべてこれによる。(26) 久保田順一『上杉憲顕』(戎光祥出版、二〇一二年)。以下、本文中の久保
- 五九七)。 年未詳十月十七日、足利義詮書状(「上杉文書」『神奈川県史 資料編3』四年未詳十月十七日、足利義詮書状(「上杉文書」『神奈川県史 資料編3』四(27) 貞治二年十一月二日、足利義詮御教書(「出羽上杉文書」『南関』三一三四)、
- 【南関】三〇四四)。(28) 貞治元年十一月六日、斯波義将施行状(「立花和雄氏所蔵筑後大友文書」
- (2) 貞治□年十月七日、上杉朝房遵行状(「相模円覚寺文書」『南関』三一三○)
- ており、二年と読むことが出来る。3) 【南関】も二年としている。【信濃史料 第六巻】の図版に写真が掲載され
- 重能の子顕能に比定されている。と守護」(黒田基樹編『足利基氏とその時代』戎光祥出版、二〇一三年)で、(31) 上杉左近将監の人名比定については最近、木下聡「足利基氏期の関東管領
- (32) 久保田順一氏前掲(26)。
- (33) 貞治三年十二月七日、足利義詮御教書(「慶応義塾図書館所蔵反町文書」
- 九五年)。 ぐって―」(同著『鎌倉府体制と東国』吉川弘文館、二〇〇一年、初出一九(34) 小国浩寿「上総守護と世良田義政事件―「円覚寺蔵大般若経刊記」をめ
- 編『足利基氏とその時代』戎光祥出版、二〇一三年)参照。(35) 畠山国清の乱については、杉山一弥「畠山国清の乱と伊豆国」(黒田基樹
- 、36) 蜂岸純夫 『足利尊氏と直義 京の夢、鎌倉の夢』 (吉川弘文館、二〇〇九年)。
- の特質とその展開過程―」(『日本歴史』第七五〇号、二〇一〇年)。37) 植田真平「南北朝後期鎌倉府の関東支配体制と公方直臣―「薩埵山体制」
- 関】三二九〇)。 (3) 貞治四年十月八日、足利基氏近習連署奉加状(「山城六波羅蜜寺文書」『南

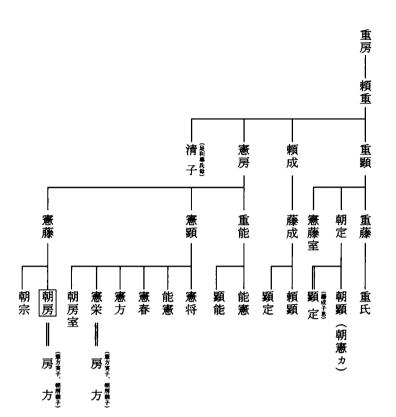
- 地社会】校倉書房、一九九五年)。 山田邦明「鎌倉府の奉公衆」(同著『鎌倉府と関東―中世の政治秩序と在
- (4) 黒田基樹氏前掲(5)。
- (41) 貞治三年七月二日、足利義詮御教書(「出羽上杉家文書」【南関】三一九二)。
- 東国』吉川弘文館、二〇〇一年、初出一九九五年)。(4)) 小国浩寿「鎌倉府基氏政権期の守護政策と平一揆」(同著「鎌倉府体制と
- (43) 平一揆の乱に関しては、小国浩寿氏(42)参照。
- 所蔵市河文書」『南関』三四九〇)。(4) 応安元年九月日、市河頼房・同弥六入道代難波基房軍忠状(「本間美術館
- 5] 五〇二)。 5] 五〇二)。 秦曆元年閏四月廿八日、上杉朝房書状(「鹿王院文書」「埼玉県史)資料編
- (46) 小国浩寿氏前掲(42)。
- (48) 応安二年五月十七日、上杉朝房奉書(「相模円覚寺文書」「南関」三五〇六)。
- 三五五四)。(5) 応安三年十月日、藤井全切代上遠野政行軍忠状(「陸奥上遠野文書」『南関』
- 割は軍事的なものであったかもしれない。(5) あるいは、平一揆の乱での活躍や、その後の軍事行動をみると、朝房の役
- (52) 「七巻冊子」六(「信濃史料 第六巻」五〇六頁)。
- (53) 前掲(50)。
- (54) 応安三年六月八日、上杉朝房奉書(「陸奥上遠野文書」『南関』三五三八)。
- 上杉氏】戎光祥出版、二〇一三年所収。初出一九九六年)。55) 小要博「関東管領補任沿革小稿―その(二)―」(黒田基樹編『関東管領
- (56) 【大日本史料】第六編之四十二。
- (57) 永和二年九月廿四日、上杉能憲奉書(「相模円覚寺文書」【南関】三八二二)。
- 史料編中世8』「広橋家文書」一二)。(3) 貞和五年十二月廿五日、足利将軍家御教書案(「広橋家文書」『兵庫県史

- 史 史料編中世8』「広橋家文書」一四)。(5)(観応元年三月二十八日、足利幕府引付頭人奉書案(「広橋家文書」「兵庫県
- (6) 観応元年四月十五日、但馬国守護代左衛門尉基藤請文案(「広橋家文書」
- 史 史料編中世8」「広橋家文書」一六)。(6))観応元年四月廿二日、但馬国守護上杉朝房請文案(「広橋家文書」「兵庫県
- 文書」『南関』三二四一)。(2) 貞治四年二月三日、左衛門尉基藤打渡状(「尊経閣古文書纂所収宝菩提院
- 四八)。 四八)。
- 二)。(64) 永和二年十一月四日、上杉朝宗遵行状(「相模円覚寺文書」「南関」三八三(54)
- (65) 『日本歴史地名大系』(平凡社) による。
- 馬助」は、官途の名乗りから朝房の猶子となった房方の可能性がある。後国国衙内蒲原津・五十嵐保の押領停止沙汰付けを命じられている「上杉左上杉家文書之一」一二三)の一連の文書のなかで、明徳四年七月十六日、越(行) 上杉長棟越後知行分重書案(「上杉家文書」「大日本古文書 家わけ第十二
- 8) 「豊原信秋記」(『大日本史料』第六編之四十二)。
- 号、二〇〇五年)。(6)) 谷合伸介「上杉氏京都雑掌神余氏と「御寺」泉湧寺」(『中央史学』第二八
- 一九七二年)。以下、田辺氏の信濃国についての見解はすべてこれによる。北朝前期室町幕府における信濃国管轄権の推移」(『日本歴史』第二八六号、六六号、一九七〇年)。以下、藤枝氏の見解はすべてこれによる。田辺久子「南つ) 藤枝文忠 [室町期信濃国統轄をめぐる京・鎌倉の対立」(『日本歴史』第二
- 政史学】第七〇号、二〇〇八年)。以下、花岡氏の見解はすべてこれによる。71) 花岡康隆「南北朝期における信濃国管轄権の推移についての再検討」(『法
- (72) 康安二年二月廿三日、足利基氏御教書(信州川上文書」「南関」二九九七)。

七〇)、貞治四年九月廿七日、足利基氏御教書(「吉成尚親氏所蔵茂木文書」

貞治四年八月廿七日、足利基氏御教書(「永井氏所蔵高文書」『南関』三二

- 「南関」三二七五)。
- 「三三六五)。(74) 貞治五年十月十二日、足利基氏御教書(「吉成尚親氏所蔵茂木文書」「南関」
-)【信濃史料】第六卷、四五三頁
- 世一』(長野県、一九八七年、湯本軍一氏執筆部分)参照。
- (77) 前掲(76)参照。
- 笠原文書」「南関」二一三五)。(78) 正平六年十二月廿三日、足利義詮袖判下文(「東京大学史料編纂所所蔵小(78) 正平六年十二月廿三日、足利義詮袖判下文(「東京大学史料編纂所所蔵小
- (7) 観応元年五月三日、室町幕府執事奉書案(「長福寺文書」石井進編『長福
- 80) 当該期の幕府方の動向については、山田邦明【室町の平和】(吉川弘文館― 寺文書の研究】三七三)。
- 二〇〇九年)等参照。(8) 当該期の幕府方の動向については、山田邦明【室町の平和】(吉川弘文
- 第六編之二十八より。 条、同月廿九日条、『後愚昧記』貞治六年五月廿八日条。以上『大日本史料』(名)『後深心院関白記』貞治六年五月廿九日条、『師守記』貞治六年五月廿四日
- (82) 小要博氏前掲(55)。
- 四二九)など。八)、貞治六年九月十日、足利義詮御教書案(「周防佐々木文書」「南関」三八)、貞治六年九月十日、足利義詮御教書(「伊豆三島大社文書」「南関」三四一(33) 貞治六年七月廿日、足利義詮御教書(「伊豆三島大社文書」「南関」三四一
- (8) 年未詳八月廿一日、足利義詮御内書(「相模円覚寺文書」「南関」三一一四)。
- 85) 黒田基樹氏前掲(5)。
- (87) 永和三年八月十七日、細川頼之奉書写(「信濃守矢文書」【南関】三八六〇)。
- 定している。 八月二日などに朝宗の活動がみられる。朝宗の活動については別に考察を予《月二日などに朝宗の活動がみられる。朝宗の活動については別に考察を予》)『日工集』応安二年二月十四日、十七日、五月四日、応安三年三月十五日、
- 四五) 水徳三年六月一日、理常寄進状(「鹿王院文書」 『埼玉県史 資料編5』 五(8) 水徳三年六月一日、理常寄進状(「鹿王院文書」 『埼玉県史 資料編5』 五



【上杉氏略系図】